福祉環境委員会

令和2年12月9日(水) 10 時 00 分~ 時 分 全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議 長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

[健康福祉部]猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、久保健康医療対策課長、

湯浅健康医療対策課副参事、龍河子育て支援課長

[市民生活部] 斗光市民生活部長、野田環境課長、森脇税務課長

【事務局】中谷書記

議題

- 1 議案第81号 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 議案第94号 浜田市外来検査センター条例の制定について
- 3 執行部報告事項
 - (1) 浜田市障がい福祉計画 (第6期)・浜田市障がい児福祉計画 (第2期) 概要に ついて 【地域福祉課】
 - (2) 浜田市高齢者福祉計画概要について

【健康医療対策課】

(3) 浜田市地域包括支援センター運営業務の外部委託について 【健康医療対策課】

(4) 高齢者福祉サービス事業の見直しについて

【健康医療対策課】

(5) 認知症高齢者等の保護情報共有サービスの導入について

【健康医療対策課】

(6) 看護学校学生等修学資金貸付事業について

【健康医療対策課】

- (7) 第3次浜田市環境基本計画(案)のパブリックコメントについて 【環境課】
- (8) 第3次浜田市一般廃棄物処理基本計画(案)のパブリックコメントについて

【環境課】

(9) ごみ収集カレンダーの形状変更及びごみ分別アプリ導入について

【環境課】

(10) 市税等の PayPay・LINE Pay 請求書払いの導入について

【税務課】

(11) その他

(配布物)

・浜田市人口状況(R2.8月末~10月末)

【総合窓口課】

裏面あり

4 所管事務調査

- (1) インフルエンザ予防接種費用助成事業の状況について 【健康医療対策課】
- (2) 浜田市の保育料の状況について(0歳~2歳)

【子育て支援課】

5 その他

浜田市外来検査センター設置・運営事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症同様のかぜ症状を呈する季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者から、新型コロナウイルスの検査のための検体採取を行う地域外来・検査センターを開設することにより、多数の発熱患者が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を確保する。

2 運営概要

(1) 設置期間: 令和2年12月21日から令和3年3月末まで 状況に応じて期間を延長

(2) 設置場所:浜田市殿町22番地 浜田市役所北分庁舎車庫

(3) 開所日時:月曜日~木曜日 13 時~15 時 金曜日 10 時~12 時

(4) 対応人数:1日あたり20名 ※完全予約制

(5) 対象者:浜田市内の医療機関から紹介された市民 (概ね中学生以上)

(6) 検査料:無料

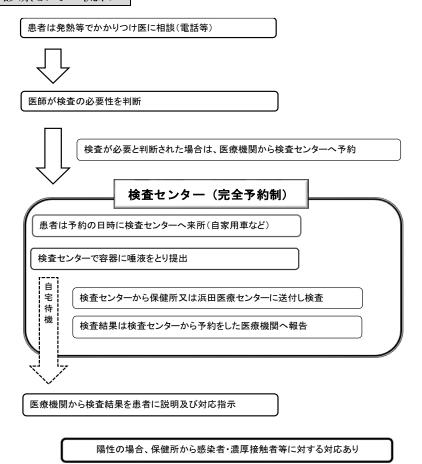
3 事業効果等

新型コロナウイルス感染症の検査のための検体採取を実施しない医療機関に相談した発熱患者に対し、当該医療機関の依頼を受けて新型コロナウイルス感染症の検体採取を行うことにより、地域における診療体制の確保を図る。

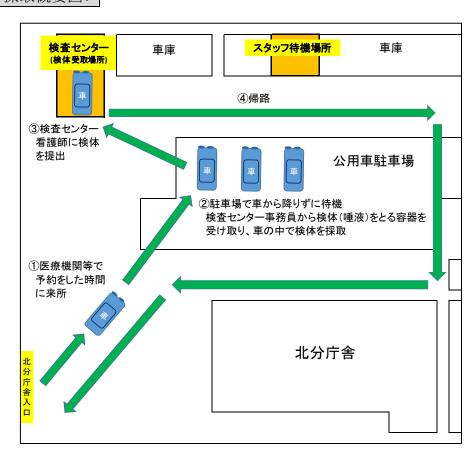
4 予算概要 (総額: 20,772 千円)

【裏面に続く】

<相談から診療までの流れ>



<検体採取概要図>



令和 2 年 1 2 月 9 日 福 祉 環 境 委 員 会 資 料 健康福祉部 地域福祉課

浜田市障がい福祉計画(第6期) 浜田市障がい児福祉計画(第2期)



計画の趣旨

この計画は、障がい福祉に関する施策動向や社会情勢の変化といった 全国的な潮流に加え、本市の障がい者施策の取組の進展を踏まえて、障 がい福祉計画(第5期)及び障がい児福祉計画(第1期)で定めた目標値や サービス見込量の達成状況等を分析・評価するとともに、令和2年度に おける障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定し、各年度のサー ビス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための 取り組みを定めるものです。

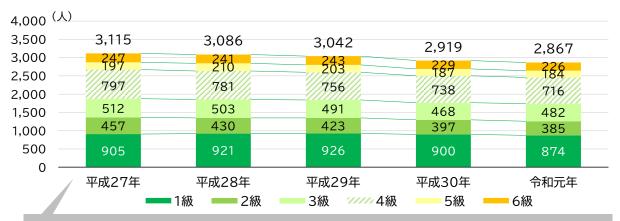
計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間で、令和5年度に見直しを行い、令和6年度からの次期計画を定めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉計画(第6期) 障がい児福祉計画(第2期)			Fよい 障がいり	! `福祉計画(第 見福祉計画(<i>第</i>	· 7期) १3 期)

障がいのある人等の状況

◆身体障害者手帳所持者数の等級別推移



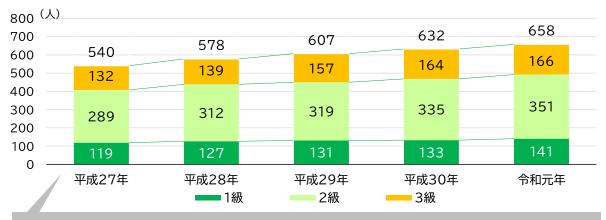
人口減少とともに、全体的な手帳所持者数も減少しているが、構成比では1級が ゆるい増加傾向

◆療育手帳所持者数の障がい程度別推移



A(最重度・重度)は減少傾向にあるが、それ以上に B(中度・軽度)が増加傾向

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



すべての等級で増加を続けており、特に2級、3級の増加率が高い

令和5年度に向けた目標値

(1)施設入所者の地域生活への移行

◆本計画での目標値

項目	国の基本指針	
施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする	
施設入所者の削減	令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上削減することとする	

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆本計画での目標値

項目	国の基本指針
地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	国においては都道府県における目標設計がされており、市町村においては、前期計画に引き続き、協議の場を設置することとする

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆本計画での目標値

項目	国の基本指針
地域生活支援拠点等が有する機能 の充実	市町村または圏域において、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証、検討することとする

(4)福祉施設から一般就労への移行

◆本計画での目標値

	項目	国の基本指針		
_	-般就労移行者数	就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする		
	就労移行支援の移行者数	令和元年度実績の 1.30 倍以上とする		
	就労継続支援A型の移行者数	令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上とする		
	就労継続支援B型の移行者数	令和元年度実績の概ね 1.23 倍以上とする		
就労定着支援の利用者数		就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援 事業を利用することとする		
就労定着支援の就労定着率		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 とする		



(5)相談支援体制の充実・強化

◆本計画での目標値

項目	国の基本指針
障がいの種別や各種のニーズに 対応できる総合的・専門的な相談 支援の実施	市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談 支援体制の強化を実施する体制を確保することとする

(6)障がい福祉サービス等の質の向上

新規項目

◆本計画での目標値

項目	国の基本指針
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数(障がい者虐待防止・権利擁護研修、医療的ケア児コーディネーター養成研修)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制 を構築することとする

(7)障がい児支援の提供体制の整備等

◆本計画での目標値

項目	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することとする
保育所等訪問支援の利用できる 体制の構築	すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること とする
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することとする
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の確保	圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等 が連携を図るための協議の場を設けることとする
医療的ケア児等に関するコーディ ネーターの配置	圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する こととする



浜田市障がい福祉計画 (第6期)・障がい児福祉計画 (第2期)

浜田市高齢者福祉計画

概要

令和3年度~令和5年度 住みなれたまちで、健康でいきいきと 安心して暮らし続ける



◆ 計画の背景と趣旨

本市においては、令和2年10月末現在の高齢化率は36.9%となっており、年々高齢化が進行しています。将来推計人口では、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には、高齢化率が38.5%まで上昇すると見込まれています。「住みなれたまちで、健康でいきいきと安心して暮らし続ける」ためには、健康寿命の延伸を目指し、地域ぐるみの認知症対策や介護予防の推進と生きがいや幸せが実感できる社会参加活動の取り組みがこれまで以上に求められています。

本市の高齢者を取り巻く状況等を踏まえ、高齢者福祉施策を進めるため、「浜田市高齢者福祉計画(平成30年度~令和2年度)」を見直し、新たに「浜田市高齢者福祉計画(令和3年度~令和5年度)」を策定します。

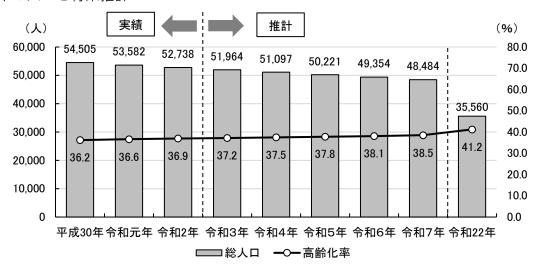
◆ 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、2025年(令和7年)を目指した地域包括ケアシステムの充実、さらに団塊ジュニア世代が高齢化する令和22年(2040年)に向けた長期的な視点を持った計画として策定するものです。

◆ 浜田市の現状

住民基本台帳を基にした将来推計人口では、総人口は今後も減少する一方で、高齢 化率は増加傾向で推移することが見込まれます。国が長期的な視点として示してい る団塊ジュニア世代が高齢化する令和 22 年では高齢化率は 40%を超えることが見 込まれます。

■本市の人口と将来推計

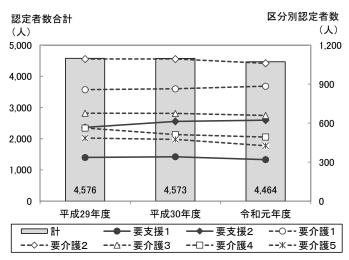


資料:住民基本台帳及び浜田地区広域行政組合

第1号被保険者のうち要支援·要介護認定者数を令和元年度と平成29年度で比べると、要支援認定者数は増加、要介護認定者数は減少傾向で推移しています。

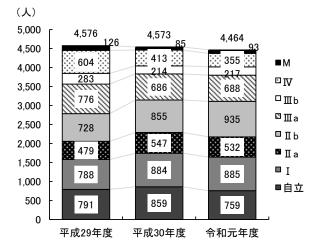
令和元年度の要支援·要介護認定者のうち、認知症自立度Ⅱa以上と判断された高齢者の人数は減少傾向ですが、認知症率は平成30年度末と比べると高くなっています

■認定者数合計と区分別認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年度3月末現在)

■要支援・要介護認定者の認知症の状況



資料: 浜田地区広域行政組合 要介護認定審査情報 各年度3月末数値

▶ 計画の基本理念と施策体系

住みなれたまちで、健康でいきいきと 安心して暮らし続ける

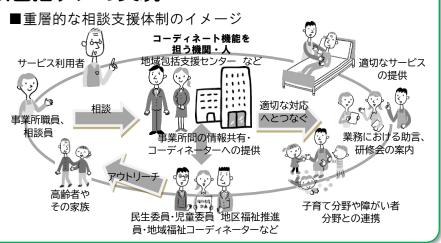
基 標 本 目

- 地域共生社会と地域包括ケアの実現 1
- 介護予防と生活支援体制の充実 2
- 3 認知症支援施策の充実
- 生涯現役のまちづくり 4
- サービス基盤の計画的整備 5
- 介護人材の確保と福祉現場の革新 6

◆ 主な取組

地域共生社会と地域包括ケアの実現

既存の支援体制の充実を 図り、総合的な相談支援体 制を構築しながら、相談事 業、地域課題の解決、暮ら しやすい地域づくりまで視 野に入れた包括的な支援体 制づくりを進めます。



介護予防と生活支援体制の充実

地域住民のニーズを把握し ■通いの場での百歳体操をは ながら、生活支援の体制整備 とあわせて、通いの場の拡大 と介護予防の普及啓発の取り 組みを推進します。

じめとする運動普及や低栄養 等のフレイル予防といった介 護予防を推進します。



フレイル:加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)と呼び、適切な評価・対策を行うことで、 一定の機能回復が可能とされている。

認知症支援施策の充実

認知症の人やその家族が、認知症の症状に応じ、安心して適切な医療や介護サービスを受 けることができるよう、社会資源等をまとめた「認知症ケアパス」の普及を図ります。

認知症に対する正しい知識と理解を深める「認知症サポーター養成講座」の開催を継続す るとともに、認知症サポーターが活躍することができるよう取り組みを推進します。

認知症の人を含む高齢者を見守り、必要な支援が提供できるよう、認知症高齢者等のSO Sネットワーク等による、地域の見守り等の体制を強化します。

■認知症ケアパス





■認知症サポーター養成講座 ■認知症高齢者等の SOS ネット



生涯現役のまちづくり

生涯現役という意識のある高齢者の社会参加は、これからの 社会を動かしていく大きな力になります。積極的に社会と関わ り生きがい対策として実施する事業や各種教室、また働くこと を通じて社会に貢献できる取り組みを積極的に支援します。



サービス基盤の計画的整備

第8期介護保険事業計画を基に、浜田地区広域行政組合と連携 しながら各種介護保険関係施設の整備に関する取り組みを進め ます。また、介護保険対象外施設についても、サービスが必要な 高齢者に対し適切に供給できる取り組みを引き続き実施します。



介護人材の確保と福祉現場の革新

介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、人材確保及び 人材育成に要する費用の一部を補助する「介護人材確保・定着 対策事業」を引き続き実施します。また、介護現場における ICT

の活用を進めるため、国、県、関係団体等と連携し、業務の効率化を進めます。

ICT:Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、 インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと

浜田市地域包括支援センター運営業務の外部委託について

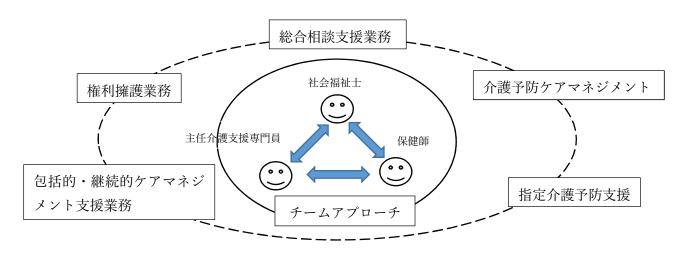
1 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、介護保険法(第115条の46第1項)に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成18年度に全国に設置された相談支援機関です。

設置者は、市町村(広域連合含む)または介護保険法(第 115 条の 46 第 1 項)に規 定する包括的支援事業の実施の委託を受けた者とされています。

- (1) 全国の設置状況(平成31年4月末現在) 5,167か所運営形態は、市町村直営が21.7%、委託型が78.3%で、委託型が増加傾向 主な委託先としては、社会福祉法人(54.4%)、社会福祉協議会(17.6%)
- (2) 地域包括支援センターに配置する専門職 地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種 を配置基準に基づき配置するよう求められています。
- (3) 地域包括支援センターの必須業務
 - ① 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
 - ア 総合相談支援業務…高齢者に関する総合相談、実態把握、ネットワーク構築
 - イ 権利擁護業務…高齢者の権利侵害の予防・対応にかかる相談(虐待、消費者被 害等)
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務…介護支援専門員等への相談・助言、 支援困難事例への助言、地域ケア会 議等を通じた支援
 - ② 介護予防ケアマネジメント…介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケア プラン作成等
 - ③ 指定介護予防支援事業(介護予防給付)…要支援認定者のケアプラン作成等

【図:地域包括支援センターの必須業務】



2 本市における地域包括支援センター運営に係るこれまでの経過

全国的には当初から外部実施で進められるところも多かったものの、当時の在宅介護支援センターが機能し、そのまま地域包括支援センターにシフトすることが有効な地域もありました。しかし、本市においては、新市発足と時期が重なり、地域包括支援センターが担っていく業務や、将来の動向など不明な点も多かったため、まず行政で担っていくこととし、保険者である浜田地区広域行政組合から本市が委託を受け、平成18年度以降、地域包括支援センターを運営してきました。ここ近年は、高齢化の進行や社会背景の変化に伴い、相談内容の専門化と業務量の増大が進みつつあり、主任介護支援専門員等の専門職の確保と計画的な人材育成が重要となっている中、配置が必須となっている3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)のうち、常勤の主任介護支援専門員の配置ができなくなる状況となっています。

一方では、平成26年の介護保険法改正による地域包括ケアの構築に向けた各種対策の強化(在宅医療介護連携、認知症対策、介護予防、地域ケア会議等)、平成29年の介護保険法・社会福祉法改正による地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備など、各地方自治体に求められる役割も近年拡大傾向にあります。

本市では、これら増大する業務に関しても、これまで地域包括支援センターを中心に取り組みを進めてきましたが、高齢者からの相談に関しては、今後も益々ニーズが高まると推察されるため、地域包括支援センターが本来担うべき役割・機能を十分発揮し、対応していく必要があります。そのためにも、地域包括支援センターとして法的に担わなければならない業務と市が担うべき役割・機能を明確にし、双方向の連携協働を図るとともに、社会福祉協議会がこれまで中心的に担ってきた地域福祉分野とも役割分担や協働を図りながら、包括的かつ持続可能な地域支援体制の構築を図ることが急務となっています。

これらの課題解決のため、公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら

運営していくことが求められる中、これまで社会福祉法人浜田市社会福祉協議会と地域包括支援センター運営業務の委託に向けた協議を進めてきましたが、この度、令和4年度から浜田市地域包括支援センター運営業務を委託する方向で協議が整いました。

3 委託開始時期

令和4年4月1日から

- 4 令和4年度以降の地域包括支援センター設置者 社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会
- 5 委託する業務の内容

介護保険法で定められた地域包括支援センターの必須業務 ※1(3)を参照

6 設置場所

本センターは、浜田市総合福祉センター(浜田市社会福祉協議会本所)内に設置 各サブセンターは、浜田市社会福祉協議会各支所内に設置

7 職員体制

本センターは、主任介護支援専門員4名、社会福祉士1名、保健師1名、その他(介護支援専門員、事務職員 ※人数は現時点では未定)を配置する。

各サブセンターは、各自治区の高齢者人口等を踏まえ、3職種のうち1~2名を配置する。

- 8 委託後においても市が引き続き担う業務について
 - (1) 現在の浜田市地域包括支援センターの業務の内容
 - ① 地域包括支援センターの必須業務 ※1(3)を参照
 - ② 包括的支援事業(平成26年の法改正分)
 - ア 在宅医療・介護連携推進事業
 - イ 認知症総合支援事業(認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等)
 - ウ 生活支援体制整備事業 ※浜田市社会福祉協議会へ委託
 - エ 地域ケア会議推進事業
 - ③ 一般介護予防事業
 - (2) 委託後も市が担う業務

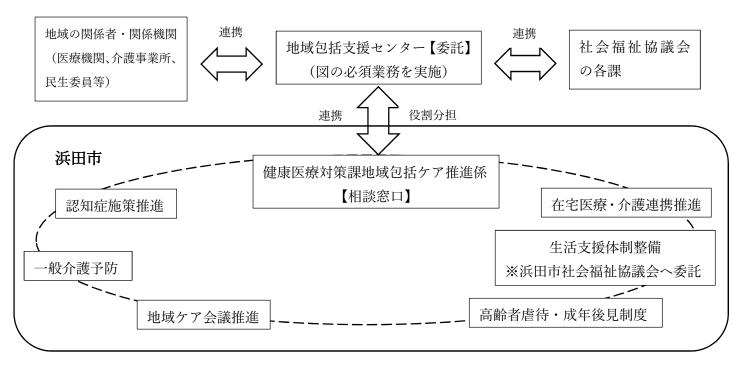
現在、浜田市地域包括支援センターで行っている業務は、今回委託する地域包括

支援センターの運営に係る必須業務以外に、一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業等多岐に渡っています。 これらは、委託後においても本市が実施することになります。また、高齢者の権利 擁護業務のうち、市長権限で実施する業務も引き続き本市で行います。

(3) 委託後の連携イメージ

委託後においても、地域包括支援センターが本来の役割・機能を発揮できるよう 市が直接的・間接的支援を行うとともに、各種事業との連携により地域包括ケアシ ステムの構築・深化に向けた取り組みを進めていくこととします。

【委託後の地域包括支援センターと関係機関の連携イメージ】



9 今後の予定

令和3年2月 介護保険事業計画策定委員会地域包括支援センター運営協議部会 において、地域包括支援センター運営業務に係る外部委託について の審議

令和3年3月 地域包括支援センター運営主体を浜田地区広域行政組合から市と するための条例を市議会へ上程

令和3年4月~ サービス利用者・事業所・関係機関への周知、引継ぎ準備

令和4年1月~ 市報、ホームページ、チラシ等による周知

令和4年4月 委託後の地域包括支援センターと利用者の契約、ケアプラン確認 (委託後の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の契約)

高齢者福祉サービス事業の見直しについて

1 浜田市いきいき配食サービス事業

この事業は、自ら調理することが困難な高齢者等に対し、栄養のバランスのとれた昼食を居宅へ配達するとともに、安否確認を行うことにより、高齢者等の健康の維持と安全の確保を図ることを目的としています。

【利用対象者】

市内に住所を有し、日常生活において自ら食事を調理することが困難な者であって、

- ① おおむね65歳以上の者又は障がい者のみで構成される世帯
- ② おおむね 65 歳以上の者又は障がい者を主な構成員とする世帯

これらの方へのサービスについては、市内全域で対応が可能な民間事業者が増えてきている状況にあること、食材料費は利用者が実費負担していることも踏まえて、今後は見守り・安否確認の手段としての役割に重きをおくこととします。

また、これまでは、1 年度を通じて利用可能回数に制限を設けることはしておりませんでしたが、令和3年度からは、**利用者(世帯)当たり週に3回まで**とすることとします。

○過去3年間の延利用者人数、配食数及び事業費の推移

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延人数	1,841 人	2,364 人	2,726 人
配食数	27,791 食	36,729 食	43,424 食
事業費	11, 116, 400 円	14, 692, 400 円	17, 369, 600 円

○1週間当たりの利用者数(令和2年9月30日現在)

毎日	6 回/週	5 回/週	4 回/週	3 回/週	2 回/週	1回/週
64 人	13 人	38 人	25 人	34 人	33 人	26 人

計 140 人

令和3年度から「3回/週」に見直し

2 浜田市家族介護用品支給事業

この事業は、**国の地域支援事業費を財源**として、在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護している者が介護用品(紙おむつ又は尿取りパット)を介護のために必要とする際に、次のいずれかに該当する方を介護している方に対し、該当者1人1年度当たり4万円を限度として支給し、在宅介護における負担軽減を図ることを目的としています。

【支給の対象となる者】

市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護認定が要介護 4 又は要介護 5 となった 者を介護している家族であって、

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 当該年度の個人(要介護4又は要介護5となった者)の市町村民税(当該年度において、個人の市町村民税が決定していないときは、前年度の市町村民税)が非課税世帯である者

国においては、平成 26 年度にこの事業を実施していた自治体に限り、平成 27 年度以降 も事業実施を可能としておりましたが、今後の事業のあり方については、計画的・段階的 に**自治体独自の特別給付(一般財源)へ移行**するなど、事業の継続要否の検討することを 求められており、家族介護用品支給に関する今後の取扱方針を決定しました。

【方針】

介護の在宅化が叫ばれている中、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするためには、介護者の負担軽減を図っていく必要があります。要介護者を現に介護する者等に対し、引き続き支給の対象となる者 1 人 1 年度当たり 4 万円を限度として必要な介護用品の支給を行います。ただし、支給の対象となる者の要件を次のとおり見直すこととします。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ⇒ 廃止
- ② 当該年度の個人(要介護4又は要介護5となった者)の市町村民税(当該年度において、個人の市町村民税が決定していないときは、前年度の市町村民税)が非課税世帯である者
- ⇒ 当該年度の個人(要介護4又は要介護5となった者)の市町村民税(当該年度において、個人の市町村民税が決定していないときは、前年度の市町村民税)が非課税世帯、

<u>及びその者を介護している方の市町村民税(当該年度において、個人の市町村民税が</u> <u>決定していないときは、前年度の市町村民税)が非課税世帯</u>である者

○過去5年間の支給人数及び事業費

年	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人	数	180 人	172 人	163 人	132 人	114 人
事業		6,017,044 円	5,654,917円	5,501,114円	4, 462, 162 円	4,065,386円

認知症高齢者等の保護情報共有サービスの導入について

昨年9月に「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例」が制定され、この条例の基本理念に沿い、関係機関や市民と連携し、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えるための取組を進めています。

この度、浜田市認知症高齢者等のSOSネットワーク事業(※実施機関:浜田市及び浜田警察署)として、浜田市建設業・火薬類取扱者防犯協力会(会長:三浦英俊氏)からの寄附金を活用させていただき、「どこシル伝言板システム」を導入することとなり、令和3年1月から運用を開始することとなりました。

○浜田市認知症高齢者等のSOSネットワーク事業(通称: どんちっちSOSネット) 認知症により所在不明となるおそれのある高齢者等を早期に発見し、保護すること ができる体制を構築し、当該高齢者等の生命、身体の保護及び家族等への支援を行う こと、及び身元が判明しない者に対して、関係機関と連携し、早期特定につなげるこ とを目的。

※どんちっちSOSネット市内協力事業所数:132事業所

【どこシル伝言板システム】

衣類や持ち物に貼るQRコード付きの「見守りシール」を、在宅の認知症等で徘徊や不穏行動が見られる高齢者等のご家族からの申請により配布し、発見者がスマートフォンでQRコードを読み取ると家族らにメールが送信され、専用の伝言板でやりとりができるもの。

「見守りシール」



- ・シールは熱圧着で最低2年は継続使用できる。
- ・市外に出てしまっても、シールを見れば、自治体がわかり保護しやすい。
- ・シールを貼り付けている方は、支援を必要とする方 であることを啓発しておけば、早期発見としての効果 につながる。

※令和2年10月時点における浜田警察署から情報が寄せられた見守り等が必要な事例件数は30件、浜田市地域包括支援センターに寄せられた見守り支援に関する相談件数は35件に上っています。

令和 2 年 12 月 9 日 福祉環境委員会資料 健康福祉部健康医療対策課

看護学校学生等修学資金貸付事業について

看護学校学生等修学資金貸付事業(案)について、令和3年度当初予算の要求 でありますが、令和3年度の看護学生募集に関わる案件であるため説明します。

(目的)

市内外から浜田医療センター附属看護学校及び浜田准看護学校への学生確保とともに、将来の浜田市内の看護職従事者の安定的な確保を目的とする。

(対象)

浜田医療センター附属看護学校及び、浜田准看護学校へ在学している学生で、 卒業後に浜田市内の医療機関等に就職を希望の方。

(貸与額と貸与期間)

養成施設区分	貸与額	貸与期間
浜田医療センター附属	(月額)	3年まで
看護学校	自宅外 40 千円	
	自宅 30 千円	
浜田准看護学校	(月額) 20千円	2年まで

(返還免除)

卒業後、奨学金の貸与期間の 2 倍の期間を市内医療機関や福祉施設の看護師 又は准看護師として勤務の場合は全額返還免除。

(返還)

貸与を受けた奨学金について、原則として一括返還が必要となる。また、勤務 期間分の返還が免除。